## ファミリー・サポート・センター事業のQ&A(利用会員)

	Q	A
1	3か月後に第1子を出産予定です。登録はいつからできますか?	利用会員の入会手続きは、お子さまの出生後に受付が可能です。登録対象児童は、出生後から小学6年生の3月31日までです。申請方法は、区ホームページより電子申請、郵送申請、または、以下の施設での窓口申請が可能です。(対象施設「子ども家庭総合支援センター子育てサポート」「区役所保育サービス課」「CAP's児童館」)
2	登録完了後すぐに利用できますか?	本事業の利用対象児童年齢は、生後43日から、小学6年生の3月31日までです。また、ご利用の流れは、申し込み後、紹介できる援助会員を探す→みつかったら事前面談の実施→ご利用となります。
3	どんな時に利用できますか? 仕事以外の理由でも預けることはで きますか?	他のお子さんやご家族の用事や通院、保護者が外出される場合やリフレッシュなど、必要に応じてご利用になれます。
4	子どもを預かってもらう場所は どこですか?	援助会員の自宅、利用会員の自宅、その他公共施設など、子どもの安全が確保できる場所での活動になります。
5	活動中にお風呂に入れてもらうことはできますか?	お子さまの安全を最優先に考え、ファミリーサポート の活動で沐浴やお風呂に入れる事、プール遊びなどは 行えません。
6	利用日は決まっていないのですが、 保育園の迎えを頼める方を紹介して もらえますか?	日程が確定していないと援助会員さんに予定聞くこと ができません。まずは、利用日を確定させてから依頼 申込をしてください。
7	保育園迎えの後、自宅に居る小学生 の兄に引渡しをお願いできますか?	「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡すことが、 ファミリーサポート事業のルールです。家族であって も未成年に引渡しとなる活動は行えません。また、不 在宅に送る活動も行えません。
8	保育園が遠いため、自転車での送迎 をお願いしたいのですが、対応でき ますか?	道路交通法規で認められる未就学のお子さんで、法令 上の条件を満たし、チャイルドシートの利用、シート ベルト、ヘルメットの正しい着用が可能な場合には、 依頼受付可能です。
9	現在、援助会員自宅での預かりをお願いしている援助会員さんに、利用会員自宅での預かりをお願いしたいのですが、対応可能ですか?	改めて事前打合せ面談を実施の上、援助活動が可能です。 事前打合せ面談は、活動内容が異なる場合、援助対象 児童が異なる場合、送迎などで送り先または迎え先の 場所が変更になる場合には、その都度実施が必要です。 また、最後の活動から1年以上経過した場合にも、再 度の事前打合せ面談が必要です。
10	区内での引越し、子どもが増えるな ど、登録情報に変更があった場合は、 再度登録が必要ですか?	再度の登録手続きは必要ありません。 子育てサポートにお電話ください。変更事項を確認の うえ、登録記載事項変更手続きをいたします。